

修学における国民健康保険 被保険者の特例について

●お問い合わせ
住民課 ☎0973-76-3802

九重町国民健康保険の加入者が町外へ転出した場合、転出先の国民健康保険に加入する必要があります。ただし、修学のため町外に住所を定め転出する場合、「学生特例」が適用され、申請により九重町の国民健康保険に引き続き加入することができます。

転出先の国民健康保険に新しく加入するか、学生特例の適用を受けるかを選択のうえ、学生特例の適用を希望される方は住民課にて申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

- ・申請書（ホームページからダウンロードするか窓口でお渡しできます）
- ・学生証のコピー、または在学証明書等

社会保険の加入や脱退の際は 手続きが必要です

●お問い合わせ
住民課 ☎0973-76-3802

就職や被扶養者の認定となったことにより、国民健康保険から社会保険に変わった場合は必ず届け出が必要です。届け出をされるまでは国民健康保険税もかかり続けますので速やかにお手続きをお願いします。

また、社会保険を喪失した場合（会社をやめた・扶養から外れた場合など）には、自動的に国民健康保険の加入にはなりません。国民健康保険に加入される場合は、下記の書類をお持ちのうえ、住民課へ届け出を行ってください。扶養の方も加入される場合は、扶養の方全員の名前が記載された証明書が必要です。

【社会保険に加入したときの届け出に必要なもの】

- ・社会保険資格確認書、または資格取得証明書等
- ・届け出に来庁される方の身分証明書

【国民健康保険に加入するときの届け出に必要なもの】

- ・資格喪失証明書または離職票（扶養の方も加入する場合は資格喪失証明書が必要です）
- ・届け出に来庁される方の身分証明書

国民年金広場

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

●お問い合わせ 日田年金事務所 ☎0973-22-6174
住民課 ☎0973-76-3802

国民年金は、20歳を迎えると全ての方が被保険者となり、保険料を納付しなければなりません。しかし、被保険者が学生で、所得が一定額以下である場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができます。

対象となる方

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

所得基準のめやす

128万円 + (扶養親族の数 × 38万) + 社会保険料控除等 で計算した額以下

学生納付 特例制度の メリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

申請方法

- 申請書による申請 申請書に記入のうえ、役場住民課窓口、又は年金事務所へご提出ください。併せて、学生であることを証明する学生証等の写しが必要です。
- 電子による申請 マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルから手続きを行ってください。学生証等については画像でアップロードする形となります。
- ハガキによる申請 前年に保険料納付を猶予されている方で、次年度も在学予定の方へは、4月にハガキ形式の申請書が届きますので、記入のうえ、返送してください。

「第72回くじゅう山開き」 について

●お問い合わせ
商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

登山シーズンの到来を告げる山開きで、くじゅうの春を感じてみませんか。

山頂行事

- 日時 令和7年4月20日(日)
・11:00～万歳三唱
・11:10～記念ペナント配布
- 場所 大船山 山頂
- その他 少雨決行(中止の場合等、詳細は九重町 HPをご確認ください)



九重町
HP

遭難者追悼回向法要及び安全祈願祭

- 日時 令和7年4月20日(日)
・8:30～遭難者追悼回向法要及び安全祈願祭
・11:00～記念ペナント配布
- 場所 天空の大地久住高原ホテル

マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ
住民課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに、住民課(☎76-3802)まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	4月8日(火)	午後5時～ 午後7時
	4月24日(木)	
	5月22日(木)	
	6月10日(火)	
	6月26日(木)	
休日	4月12日(土)	午前9時～ 正午
	4月27日(日)	
	5月10日(土)	
	5月25日(日)	
	6月14日(土)	
	6月29日(日)	



マイナンバー

ご確認ください!! 令和6年度低所得世帯重点支援給付金の支給が始まっています

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

【対象世帯】

●令和6年度個人住民税非課税世帯の世帯主

※個人住民税課税者の扶養になっている方や、事業専従者の方のみで構成された世帯を除きます。

【支給方法】

- 申請方法 2月中旬より順次支給対象となると思われる世帯へ、支給確認書を簡易書留にて郵送しています。
内容を必ず確認し期日までに返信してください。
※確認書に基づき再度支給要件を確認しますので確認書が届いても支給できない場合があります。
- 支給金額 1世帯3万円(18歳以下の児童1人につき2万円を加算)
- 基準日 令和6年12月13日(九重町に住民票のある方)
- 支給方法 確認書に記載のある口座への振込みを基本とします。
※記載されている口座は、令和2年度以降に行われた同様の給付金の受取口座または、マイナンバーカードに連携している公金受取口座です。支給確認書に口座記載のない方、口座の変更等があった方は通帳と本人確認書類の写しを添付して返送してください。

★個人住民税の申告をされていない方のいる世帯(18歳以上は申告が必要)は、令和6年度分の申告をお願いします。申告後対象世帯に該当すれば給付対象となります。

★DV等で避難されている方で、対象世帯に該当する方はご相談ください。

児童手当のお知らせ

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎0973-76-3828

各種届出は出生や転入から15日以内に！

児童手当の必要な届出は事由発生日の翌日から数えて15日以内に行ってください。届出がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生します。

▶届出が必要な場合



- 子どもが生まれたとき
- 他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- その他家庭状況に変更があったとき（詳しくはお問い合わせください）



制度改正に伴う申請はお済みですか？

令和6年12月支給分（10月、11月分）から児童手当の制度が改正されました。

制度改正に伴う申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

【申請が必要な方】

- ①高校生年代の子どもを養育している方（中学生以下の子どもがいない）
 - ②町内に住民登録のない高校生年代の子どもを養育している方
 - ③大学生年代の子どもを養育しており、第3子加算の対象となる方
 - ④現在、所得上限を超過したことで、児童手当を受給していない方
- ※今回の制度改正で第3子加算の算定方法も変更となっています。

大学生年代のお子様を正確に把握することはできないため、ご申請いただく必要があります。

※詳しくは九重町ホームページでご確認ください。

【制度改正分の最終手続期限】 令和7年3月31日(月)まで

※申請期限を過ぎた場合、令和6年10月分に遡って手当の支給、多子加算の適用はできません。

(手当の支給・多子加算の適用は、町で受付した月の翌月からとなります。)

注意

既に12月・2月の児童手当が振り込まれている方は申請の必要はありません。

令和7年度から児童手当の支払日が変わります！

制度改正（児童手当の支払月が年6回（偶数月）に変更）に伴い、令和7年4月以降の支払日は下記のとおりとなります。

支払日	該当月
令和7年4月10日(木)	令和7年2月・3月分
令和7年6月10日(火)	令和7年4月・5月分
令和7年8月8日(金)	令和7年6月・7月分
令和7年10月10日(金)	令和7年8月・9月分
令和7年12月10日(水)	令和7年10月・11月分
令和8年2月10日(火)	令和7年12月・令和8年1月分

※支払時に「支払通知書」は送付いたしませんので、通帳等で確認をお願いいたします。

野上川河川整備事業について

●お問い合わせ

建設課 ☎0973-76-3811

大分県玖珠土木事務所 ☎0973-72-1152

大分県では令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した野上川において、令和3年度より河川整備事業を進めています。令和6年度はJR第一野上川橋の橋梁架替工事（橋台新設に向けた仮設工事）と親水ひろば付近の護岸工事の施工を行いました。

令和7年度も引き続きJR第一野上川橋の橋梁架替工事（橋台新設）と親水ひろば付近の護岸工事を施工予定です。工事期間中、皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、ご協力のほどよろしくお願いします。



完成イメージ
(JR第一野上川橋)



野上小学校 出張授業



よろしくお願いします



日本一の
おんせん県おおいた  味力も満載



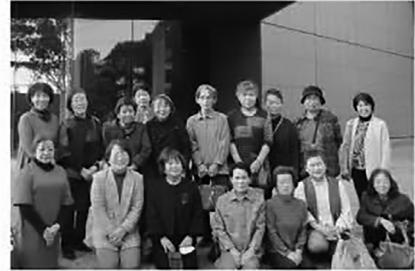
消費生活研究会について

こんにちは。消費生活研究会です！

当会では、学習会や視察研修を通して『環境や社会にとってどんな消費が良い消費なのか』、『自立した消費者になるための消費生活はどんなことなのか』などを学習しています。

今年度の学習会では講師の先生を招き、ごみの分別、悪質商法の手口、エシカル消費についてを学びました。視察研修では、医薬品の工場見学や廃棄物処分場の見学、産直市場での買い物など実際に見て体験できる学習をしています。

勉強になると思うことが多く、町民の皆さんにも知ってもらいたい、参加してもらいたいという気持ちでこの『消費生活研究会だより』を始めました。よろしくお願いします。



消費生活相談窓口からのお知らせ

悪質通販サイトをめぐるトラブルに注意！

代金を支払っても商品が届かず、返金してもらえないといったインターネット通販のトラブルが発生しています。少しでも怪しいと感じたら注文をしないようにしましょう。

越境消費者センター（CCJ）ウェブサイトでは「悪質通販サイト情報」を掲載しています。購入前に確認して、掲載されている事業者サイトからは購入しないようにしましょう。

トラブルなどの相談は消費生活相談窓口へ！

「このサイト大丈夫？」
と思ったらチェック！



悪質通販サイトのトラブルにあわないために
（越境消費者センター（CJ））
https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_tuqn

持続可能な社会のために

賞味期限・消費期限を正しく知ろう！👁️

賞味期限は、おいしく食べることができる期限です。表示されている保存方法に従って保存していれば、期限を過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。直ちに食品衛生上問題が生じるものではありませんので、煮たり焼いたり、十分加熱するなど調理方法を工夫してみましょう。

消費期限は、過ぎたら食べない方がよい期限です。消費できる量を購入し、期限内に食べきりましょう。

※上記の説明はいずれも、未開封の状態で、食品に記載されているとおりに保存した場合の期限です。一度開封した食品は、期限に関わらず早めに食べきりましょう。

新規会員募集

九重町消費生活研究会では
新規会員を募集しています

- 🌱 学習会 年4回程度
- 🌱 視察研修 年1回程度
- 🌱 年会費 1,000円
(視察研修時負担金あり)

入会希望の方は
お気軽にご連絡ください

消費生活研究会のお問い合わせは商工観光・自然環境課 商工・環境G ☎0973-76-3150まで

※エシカル消費…地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。

「エコアクション21取得に関する説明会」(参加無料)のご案内

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

「エコアクション21」は、環境省が定めた認証登録制度です。温暖化防止やSDGsの実践等が認められる事業者を認証します。最近では、取引先との契約時に、エコアクション21のような環境マネジメントシステム(EMS)の取得が求められることも増えてきました。

今回、大分県、大分市、エコアクション21地域事務局おおいたの3者共催により「エコアクション21の取得に関する説明会」を実施いたします。

【日 時】

- ・第1回 令和7年4月15日(火) 14:00-15:30
 - ・第2回 令和7年6月10日(火) 14:00-15:30
- ※第1回も2回も内容は同じです。
- ※「集合型」または「動画視聴型」をお選びいただけます。
- ※「動画視聴型」は4/15(火)からYouTubeでご覧いただけます。

【集合型の会場】

- ・JCOMホルトホール大分 302 会議室(大分市金池南)

【申込方法】

- ・メール、FAX、電子申請のいずれかの方法で参加申込書をお送りください。
 - ・申込締切日：第1回 令和7年4月8日(火)、第2回 令和7年6月3日(火)
 - ・申 込 先：大分県生活環境部環境政策課
- 【TEL】097-506-3033(直通)
- 【FAX】097-506-1749
- 【メール】a13090@pref.oita.lg.jp

日出生台演習場のシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動の実施について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

春期の日出生台演習場内でのシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動の実施についてお知らせします。

期間：令和7年4月上旬(昨年は4月1日から4月3日まで)

内容：日出生台演習場内で銃器を使用したシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動を予定しています。

実施期間中は、大変危険ですので、演習場内には立ち入らないようお願いします。詳細が決まりましたら、無線及びデータ放送でお知らせします。

令和7年度健診希望調査を行います 一年に1度健診を受けましょう

●お問い合わせ

【健診全般について】

保健衛生グループ

☎0973-76-3838

【特定健診・保険証・受診券について】

国民年金グループ

☎0973-76-3802

19歳以上の町民を対象に健診受診希望調査を行います。

受診者数把握のため受診を希望しない方も提出のご協力をお願いいたします。

1

健診受診希望調査を提出します【4月7日(月)締切】

調査票は3月中旬に全世帯に郵送しております。

詳しい健診の内容は、同封の「九重町健診ガイド」をご覧ください。

※希望調査提出後の検診項目や受診日の変更は可能です。



2

受診券が届きます(5月頃)

40～74歳の九重町国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者の方は受診券がご自宅に届きます。39歳以下の方の受診券はありません。

※社会保険加入者は医療保険者から案内があります。

3

予約をします

※巡回健診(町での健診)は希望調査の提出で予約完了

★巡回健診のうち、乳房超音波検査(39歳以下対象)と託児を希望される方は、「健診ガイド」でご確認の上、別途ご予約ください。

★施設健診(別府市)を希望する方は予約をしてください。

【予約先:大分県厚生連健康管理センター ☎0977-75-6154】

★個別健診(医療機関)の対象医療機関については

【国保年金グループ ☎76-3802】にお問い合わせください。

※個別健診は40歳～74歳の国保加入者と75歳以上の方が対象です。

提出

未提出

保健衛生グループに予約して、健診日の前日までに検診セットを取りにお越しください。

4

検診セットがご自宅に届きます(5月中)

★希望調査で巡回健診(町での健診)を「受ける」と回答した方のみ

※施設健診を予約された方は検診前に施設から検診セットが届きます

5

健診を受けます

混雑を避けるため、問診票の事前記入をお願いします。

肺がん・結核検診の自己負担金が65歳から無料になります!!

世界保健機関(WHO)では、3月24日を「世界結核デー」としています。「結核」は昔の病気だと思いませんか?今でも日本国内で年間約1万人が新たに発病し、1,600人以上が命を落としている主要な感染症です。近年では、結核患者に占める高齢者の割合が高くなっています。ご自身の健康管理のために、健康診断と合わせて年に1回は胸部レントゲン検査を受けましょう。

☆巡回健診では、車いすのまま胸部レントゲン検診車に入ることができるリフト車もありますので、介助が必要な方は事前に保健衛生グループまでご相談ください。

予防接種を受けましょう

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

子どもは病気にかかりやすく、かかると重症化することもあります。予防接種は感染症に対する免疫をつくり、病気のリスクを減らします。病気になったとしても軽症ですませることができ、社会全体を感染症から守る目的もあります。

予防接種の対象年齢になっていないか母子健康手帳を確認して、済んでいない予防接種がありましたら、お子様の体調の良いときに予防接種を受けましょう。

対象年齢を過ぎて接種した場合は全額自己負担になりますのでご注意ください。

接種勧奨者	予防接種の種類
3歳 * 標準的な接種年齢 (生後6か月以上7歳6か月未満)	日本脳炎予防接種第1期 (初回接種2回、追加接種1回) * 追加接種は、標準的に初回2回目終了の1年後に1回接種
小学4年生 (9歳以上13歳未満)	日本脳炎予防接種第2期
小学6年生 (11歳以上13歳未満)	二種混合 (ジフテリア・破傷風) 予防接種

「お出かけ保健室」はじめます！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

「健康診断は年に1回。でも、普段の自分の健康ってどうなんだろう？」そんなあなたのために、気軽に健康チェックができる「お出かけ保健室」を始めます。

血圧や体重測定、時には、血管年齢の測定や野菜摂取量チェックなど、健康状態を“見える化”する機器も使いながら、町の保健師・栄養士がアドバイス。「病気にならないための第一歩」として、日ごろの健康づくりに役立てませんか？

地域のイベントや会社の行事など、身近な場所におじゃまします。ご自身の健康を見直すきっかけに、ぜひお立ち寄りください。

開催情報は、公式LINEやデータ放送などでお知らせします。



《特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しました。》



▲防衛省エンブレム



▲栗野本村集会所

栗野本村の集会所新築工事を実施しました。今回の工事では、集会室を広くとり地域住民が安心して集える施設を整備しました。



▲東飯田小学校



▲淮園小学校

東飯田小学校と淮園小学校のトイレ改修工事を行いました。

今回の工事では、感染症対策として衛生器具を非接触型に変更し、床材や壁を抗菌仕様として児童が安心して使用しやすいよう乾式化・洋式化を図りました。

4月から課の一部が変わります(庁舎2階編)

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

今年4月から役場の組織機構の一部が変わります。先月の庁舎1階に続き、今月は2階についてお知らせします。

現在

□内は主な業務

4月から

まちづくり推進課

政策企画 地域交通
地域振興

未来デザイン推進課

デジタルでつながる、まち・ひと・未来
デジタル技術の活用は、新しいまちづくりの鍵となります。デジタル技術を活かして地域課題を解決し、情報発信、公共交通の最適化などを推進します。また、行政のデジタル化を進め、住民サービスの向上を目指すとともに、住民の声を反映する仕組みを整え、誰もが参加できるまちづくりを実現します。

情報デジタル推進課

デジタル戦略
広報・広聴 統計

観光・地域振興課

地域の魅力、私たちがカタチに
地域に眠る多様な魅力や資源を発掘し、それをカタチにすることで、住民のみなさんや、訪れる人々が、“もっと好きになる”地域づくりを目指します。 今年度はDMO*が本格始動します。観光地のブランド化や地域との連携などを通じて、魅力的で、持続可能な観光と地域を目指します。

商工観光・自然環境課

商工観光
観光施設
自然環境 生活環境 開発

1階住民環境課へ

※DMOとは、観光資源を活用した地域づくりを進めながら、持続可能な観光地づくりを進める組織です。

社会教育課
→文化センターへ

社会教育課社会教育グループ(現 庁舎2階)は、文化センターに移動し社会教育と公民館がさらに一体となった活動を目指します。これにより、地域が抱える課題の解決や、将来を見据えたまちづくりに貢献していきます。

九重町共催及び後援申請方法の変更について

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

4月1日より、共催及び後援の申請書類などが変更となります。共催及び後援申請を行う場合は、町関係機関(担当課)と事前協議の上、事業を行う1ヵ月前までに申請をお願いします。

申請書類は、町の公式ウェブサイトからダウンロードできます。ご不明な点がございましたら、総務課までお問い合わせください。

2025年4月1日より、旅客鉄道株式会社(JR)等において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした旅客運賃の割引制度が開始されます。

割引をうける場合は、役場窓口で手帳に旅客運賃減額区分(※)の記載が必要です。

1. ※旅客運賃減額区分

旅客運賃割引を適用するための表記です。

旅客運賃減額区分	障がい等級
第一種	精神障害者保健福祉手帳1級
第二種	精神障害者保健福祉手帳2級または3級

2. 対象者

お手持ちの手帳に顔写真が貼付されており、かつ旅客運賃減額区分の記載がある方

※お手持ちの手帳が以下の場合、割引が適用されません。

- ・有効期限の切れた手帳
- ・顔写真が貼付されていない手帳
- ・旅客運賃減額区分(第一種または第二種)の記載がない手帳

3. 旅客運賃減額区分の記載を希望する方

お手持ちの手帳をご持参のうえ、役場の受付窓口にお申し出ください。手帳に旅客運賃減額区分を記載したシール貼付の対応を行います。

4. 写真貼付を希望する方

お手持ちの手帳に写真貼付がない方で割引の適用を希望する方は、手帳の再交付申請(写真をご持参ください)を役場の受付窓口で行ってください。

※手帳の交付まで1~2か月程度かかります。

※写真は縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの、1年以内に撮影したもの。

5. 受付窓口

九重町役場1階 健康福祉課

※割引内容については運行会社によって異なりますので、各運行会社へお問い合わせください。

《 ここのえ緑陽中学校第9回俳句「ふるさと大賞」投票結果の報告を行います 》

町民のみなさま、ご協力ありがとうございました

目 的

校内俳句大会で選出された入選作品 30 句を九重町民の皆さまに知っていただき、「選者」になっていただくことを通して、「中学生の故郷を愛する気持ち」の理解を深めることを目的とします。

総投票数 **1221**票



本年度 最優秀賞の作品

俳句創作テーマ 「未来」

【最優秀賞】	桜舞う なじみの制服 スーツへと	3年	かわの 河野	さな 紗奈
【優 秀 賞】	七年後 父と飲んでる 缶ビール	1年	てしま 手島	わか 和香
	もう一度 あきらめるなど 走る夏	2年	すが 菅	ひかり 光里
【優 良 賞】	節分で 鬼にぶつける 反抗期	2年	もり 森	たくみ 匠美
	夕焼けに 手を振る僕と 染まる君	1年	いいた 飯田	まなか 愛香
	汗光る マウンドの背には 友の声	2年	かじわら 梶原	じゅんじ 淳司

主 催 ここのえ緑陽中学校「学校運営協議会」

《 協会けんぽ大分支部の加入者の皆さまへ 》

■令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ

- ・健康保険料率
【大分支部】10.25% (据え置き)
- ・介護保険料率
【全国一律】1.59% (令和7年2月分まで1.60%)
※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

【お問合せ先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)大分支部 ☎097-573-5630



▲協会けんぽ HP